

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査において、吉富町の総人口は6,536人と前回調査時の6,627人から減少しており、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、2040年には4,990人（推計）まで減少することが予想される。

また、国勢調査の結果によると吉富町の人口に占める生産年齢人口（※生産年齢人口15歳～64歳）の割合は54.5%で、全国平均59.5%をやや下回っている。隣接する中津市にダイハツ九州㈱、また近隣の苅田町に日産自動車九州㈱、トヨタ自動車九州㈱が進出し、それに伴う周辺の関連企業の増加により就労環境が改善したことで、近年は生産年齢人口の比率は微減となっている。産業別就業人口としては、第1次産業2.4%、第2次産業35.6%、第3次産業58.1%（令和2年国勢調査）となっており、第2次産業に従事する者の多くが基幹産業である田辺三菱製薬工場㈱とその関連会社及び、金型製造業の1社に従事している。また、第3次産業に従事する者の多くが、町内にある老人福祉施設4事業所と病院12事業所に従事している。第2次産業、第3次産業の上記以外の事業所は、小規模事業者がほとんどで、さらには、家族経営が大半となっている。

吉富町の中小企業をとりまく状況については、景気低迷・経済のグローバル化・少子高齢化による人口減社会の到来などの全国的な事象の影響を受けているのはもちろん、事業主の高齢化・後継者不足・郊外大型店の積極的な出店などもあり、事業規模縮小、さらには廃業に追い込まれる事業所が増加しており、厳しい状況にあるといえる。

このような中、各事業所の生産性を高めることが、地域全体の競争力を確保するための必須事項のひとつであると考え、中小企業者への設備投資を後押ししていくことが求められる。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、地域経済の衰退に歯止めをかけるだけにとどまらず、現状からの発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化

に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

吉富町の産業は域内全域に分布していることから、本計画の対象区域は吉富町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

吉富町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月31日～令和9年7月30日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・吉富町暴力団排除条例（平成22年3月23日条例第3号）第2条に規定する暴力団等が関連する事業は対象としない。
- ・町税等の滞納がある場合は、対象とならない。